

【社内通知】熱中症対策の強化について

各位

2025年6月1日より、改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が義務化されます。これに伴い、当社では以下の対策を実施いたしますので、従業員の皆様に周知いたします。

1. 热中症対策の強化

- 作業場の暑さや不快を隨時モニタリングします
- こまめな水分補給の推奨(塩分補給も含む)
- 休憩時間の確保と適切な休憩場所の提供
- 作業環境の改善(遮熱対策、空調設備の適切な使用)
- 熱中症の初期症状を把握し、異常時の報告体制を整備

2. 热中症発生時の対応

- 熱中症の疑いがある場合は、速やかに上司または安全管理担当者へ報告
- 必要に応じて医療機関への受診を推奨
- 体調不良を感じた場合は無理をせず、適切な休憩を取る

3. 従業員への周知と教育

- 熱中症予防に関する研修の実施
- 社内掲示板やメールによる定期的な情報提供
- 熱中症対策マニュアルの配布

本対策の目的は、従業員の皆様の健康と安全を守ることです。

皆様のご協力を願いいたします。

リップスカンパニー総務部(安全管理)